

平成26年小布施町議会11月会議会議録

議事日程(第4号)

平成26年12月12日(金)午後2時開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第1 総務産業常任委員長報告
- 日程第2 議案第58号 小布施町組織条例について
- 日程第3 議案第69号 平成26年度小布施町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第4 議案第73号 平成26年度小布施町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第74号 平成25年度(繰越事業)農山漁村地域整備交付金(農業集落排水)機能強化雁中地区処理施設機能強化工事請負契約の変更について
- 日程第6 社会文教常任委員長報告
- 日程第7 議案第55号 小布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第8 議案第56号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第9 議案第57号 小布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第10 議案第62号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第70号 平成26年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第12 議案第71号 平成26年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第72号 平成26年度小布施町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第14 政策立案常任委員長報告
- 日程第15 陳情第7号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書

- 日程第16 陳情第 8号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
- 日程第17 陳情第 9号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書
- 日程第18 発委第10号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
- 日程第19 発委第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について
- 日程第20 発委第12号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について
- 日程第21 議会報告第10号 出納検査の報告について
- 日程第22 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	原 勝 巳 君	2番	小 林 一 広 君
3番	渡 辺 高 君	4番	小 西 和 実 君
5番	小 林 茂 君	6番	富 岡 信 男 君
7番	山 岸 裕 始 君	8番	川 上 健 一 君
9番	大 島 孝 司 君	10番	小 淵 晃 君
11番	関 谷 明 生 君	12番	渡 辺 建 次 君
13番	関 悦 子 君	14番	小 林 正 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	市 村 良 三 君	副 町 長	久 保 田 隆 生 君
健康福祉部門 総括参事	竹 内 節 夫 君	健康福祉部門 グループリーダー	中 條 明 則 君
地域創生部門 総括参事	八 代 良 一 君	地域創生部門 グループリーダー	畔 上 敏 春 君
行政経営部門 総括参事	田 中 助 一 君	行政経営部門 グループリーダー	山 崎 博 雄 君
教育委員長	中 島 聰 君	教 育 長	竹 内 隆 君

教育部門
事務
監査委員

池田清人君
畔上洋君

教育部門
推進幹

富岡広記君

事務局職員出席者

議会議務局長

三輪茂

書記

堀内信子

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（関谷明生君） ご苦労さまです。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（関谷明生君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

本日、町長から、議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、政策立案常任委員長から、発委第10号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について、発委第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について及び発委第12号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出についてが提出されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（関谷明生君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関谷明生君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました日程第2、議案第58号から日程第5、議案第74号

までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員会の審査報告を求めます。

小林総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 小林一広君登壇〕

○総務産業常任委員長（小林一広君） 総務産業常任委員会審査報告。

総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

12月9日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、11月会議で付託された案件のうち、審査済みの案件を除いた議案第58号 小布施町組織条例について、議案第69号 平成26年度小布施町一般会計補正予算（第6号）について、議案第73号 平成26年度小布施町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第74号 平成25年度（繰越事業）農山漁村地域整備交付金（農業集落排水）機能強化雁中地区処理施設機能強化工事請負契約の変更についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、行政経営部門総括参事等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第58号についての質疑の主なものとして、議会事務局、監査委員事務局、教育委員会が条例に入っていないのはなぜか。3部門から5課にした理由は何か。企画政策課と産業振興課を新たに設置するが、この2課を中心に喫緊の課題に取り組むということか。1係当たり職員は何人を考えているのか。今の係長と新しく設置する係長との整合はどうか。職員のやる気をそぐことのないようにしてほしい。職員の仕事の分配、配置を考えてほしい等の発言がありました。

議案第69号についての質疑の主なものとして、諸収入50万円の内容を詳しく説明してほしい。何年で返してもらうのか。冷蔵庫の野積みはどうなっているのか等の発言がありました。

議案第73号についての質疑の主なものとして、駒場水源の水量はどのくらいを見込んでいいのか。これで工事は終了か等の発言がありました。

議案第74号についての質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、行政経営部門総括参事、担当リーダーから詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、12月11日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得

て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第58号、議案第69号、議案第73号及び議案第74号は全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

平成26年12月12日、総務産業常任委員長、小林一広。

○議長（関谷明生君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第58号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第58号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第69号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第73号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第74号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関谷明生君） 日程第6、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました日程第7、議案第55号から日程第13、議案第72号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員会の審査報告を求めます。

関社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 関悦子君登壇〕

○社会文教常任委員長（関悦子君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

12月9日午前9時35分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得まして、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、11月会議で付託されました議案第55号 小布施町特定教育・保育

施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、議案第56号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第57号 小布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第62号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第70号 平成26年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第71号 平成26年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第72号 平成26年度小布施町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、教育長、健康福祉部門総括参事らの出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第55号についての質疑といたしまして、来年4月1日から施行だと残り期間が短い、町民の皆さんへのPRや内容説明などのスケジュールはどうなっているのか。周知は全町民か、該当者だけか。国の補助金がわからないが、どう進めていくのか。第4条の利用定員は小布施町の保育園、幼稚園との整合性はどうか。第2条の支給認定とは何か。どういう支給認定証が出るのか。第6条の利用申し込みに対する正当な理由とは何か。第6条第2項の公正な方法はどうか。認定こども園になったときの給食はどうなるのか。平成27年度に幼稚園を増設するとの説明があったが、国の補助金はどのくらいを見込んでいるのか。こども園について保護者の理解は得られているのか。システム変更にどのくらい経費がかかるのか。全額国費かなどの発言がありました。

議案第56号についての質疑といたしまして、小布施町でも将来こういう施設が考えられるということのかなどの発言がありました。

議案第57号についての質疑といたしまして、まず内閣府の「すくすくジャパン」というリーフレットの中で、放課後児童クラブ新設がうたい文句になっているが、町はどのような対応をするのか。第9条で専用区画面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートルとなっているが、現状の施設との整合性はどうか。現在行っている町の事業は、この条例の基準に適合しているのか。第13条の衛生管理の面で、インフルエンザが発生した場合のための個室などをつくる予定はあるのか。第14条の利用定員はどのくらいか。支援員1人に対して児童は何人か。町で行っている放課後児童クラブのほかに、事業者が出ることを予想しているのか。第17条に町からの指導とあるのはおかしいのではないかと。国からの補助金はあるのかなどの発言がありました。

議案第62号についての質疑はありませんでした。

議案第70号についての質疑といたしまして、基金を取り崩すことになった要因は何なのか。住民に健康増進のための啓発や事業を行っているが、効果が上がっていないのではないかなどの発言がありました。

議案第71号及び議案第72号についての質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託されました案件の審査内容であり、副町長、教育部門総括参事らから詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、12月11日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得まして会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第62号、議案第70号、議案第71号及び議案第72号は全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

平成26年12月12日、社会文教常任委員長、関悦子。

○議長（関谷明生君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第55号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第55号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第56号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第57号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第62号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第70号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第71号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第72号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（陳情）

○議長（関谷明生君） 日程第14、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第15、陳情第7号から日程第17、陳情第9号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、政策立案常任委員会の審査報告を求めます。

小林政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 小林 茂君登壇]

○政策立案常任委員長（小林 茂君） 政策立案常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

12月8日午後1時30分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、11月会議で付託されました陳情第7号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書、陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書、陳情第9号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書についてであり、陳情者に出席を求めて慎重に審査いたしました。

陳情第7号についての主な質疑として、改正障害者基本法第22条の義務づけでは何が不足なのか。情報保障施策を満たせないのか。手話言語法の内容はどのようなものか。聾学校では手話は全員できると思っていたが、学校で手話を使えない教師はどのぐらいいるのか等の発言がありました。

陳情第8号についての主な質疑として、夜勤交代制労働者の1週間のサイクルはどのように改善するのがいいのか。病床が削減されると、入院日数はどうなると考えているのか。患者や利用者の自己負担を減らした場合、かわりの負担はどこに求めるのか。看護や介護を受ける側の問題はどうか等の発言がありました。

陳情第9号についての主な質疑として、処遇改善の対象職員を介護職以外にも拡大するのはなぜか。介護従事者の処遇改善は必要だと思うが、どのように運動を広めていくのか。処遇改善の費用をどのように捻出するか検討しているのか。介護のあり方を抜本的に変える必要があると思うが、現場の声はどうか。待遇はそれぞれの現場で違うのではないか。介護労働者の実態調査はしているのか等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、陳情者から詳細な説明がありました。

慎重審査を期すため、12月11日、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、陳情第7号、陳情第8号及び陳情第9号は全員挙手で採択すべきものと決定いたしました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

平成26年12月12日、政策立案常任委員長、小林 茂。

○議長（関谷明生君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、陳情第7号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第7号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、陳情第7号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第8号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第8号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、陳情第8号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第9号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第9号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、陳情第9号は採択することに決定いたしました。

◎発委第10号～発委第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） お諮りいたします。日程第18、発委第10号から日程第20、発委第12号までを会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

小林政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 小林 茂君登壇〕

○政策立案常任委員長（小林 茂君） 発委第10号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を求めるために意見書を提出するものです。

意見書の内容は別紙のとおりであります。

次に、発委第11号 安心・安全の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。安心・安全の医療・介護を実現するため、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講ずることを求めるために意見書を提出するものです。

意見書は別紙のとおりであります。

続いて、発委第12号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。介護労働者の確保を図り、安全・安心の介護保険制度を実現していくために、介護従事者の処遇改善を図る対策を講ずることを求めるために意見書を提出するものです。

意見書は別紙のとおりであります。

以上であります。

○議長（関谷明生君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第10号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第10号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、発委第10号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第11号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第11号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、発委第11号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第12号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第12号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、発委第12号は原案のとおり可決されました。

◎出納検査の報告

○議長（関谷明生君） 日程第21、議会報告第10号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（関谷明生君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、例月出納検査に関しましてご報告申し上げます。

まず、検査の概要ということで、検査の対象としたのは平成26年9月分、平成26年10月分及び平成26年11月分の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計等々、お手元の資料にある各会計あるいは現金、一時借入金等でございまして、これらの出納並びに保管状況について検査をいたしました。

検査の実施日ですが、平成26年9月26日、平成26年10月27日及び平成26年11月27日でございます。

実施しました検査手続でございますが、検査の対象となった現金等の出納につきまして、会計管理者から提出されました資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果でございますが、平成26年9月17日現在、26年10月17日現在及び26年11月17日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出されました収支計算書その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は別表のとおりでございます。

平成26年12月12日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、小淵 晃。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） 日程第22、議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関谷明生君） 全員起立であります。

よって、議案第75号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（関谷明生君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

11月会議を閉じ、平成26年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

11月会議を閉じ、平成26年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（関谷明生君） お諮りいたします。本議会は、議事の都合により、この後、あす13日

から3月31日までの109日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、あす13日から3月31日までの109日間を休会とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（関谷明生君）　ここで町長から挨拶があります。

市村町長。

〔町長　市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君）　一言ご挨拶を申し上げます。

小布施町議会11月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、本日提出いたしました固定資産評価審査委員の人事案件の同意につきましても、原案のとおり議決をいただき、まことにありがたく心から御礼を申し上げます。

これから降雪期を迎えます。町では、11月28日に除雪対策会議を開催いたしました。除雪路線につきましては、通勤・通学路を中心に約87.3キロについて確保することができ、昨年より1キロほど延ばすことができました。しかし、年々除雪にご協力をいただける事業者、また除雪機やオペレーターの確保が難しい状況になっており、さらなる除雪路線の追加、延長は困難な状況にあります。

このため、除雪を地域で行っていただけるよう、全自治会に除雪機を配置させていただき、ご利用いただいております。除雪を取り巻く厳しい状況をご推察いただき、降雪時には地域の皆さんの一層のご協力をお願い申し上げるところでございます。

去る9月会議でお認めいただきました電気自動車に対する急速充電器設置工事を小布施総合公園で進めており、近々ご利用いただけるようになります。多くの方々にご利用いただけるようPRに努めてまいります。

12月3日に県が出したインフルエンザ発生動向では、11月30日までの一定点当たりインフルエンザ患者数が1.45人となり、流行開始の目安となる1.0人を超え、県内がインフルエンザの流行期に入ったとしております。

町では、中学校までのお子さんや高齢の皆さんを対象に、インフルエンザワクチン予防接種費用助成を行っております。制度をご利用いただき、なるべく早く多くの方に接種いただくとともに、外出から戻った際は手洗いやうがいなど感染予防の徹底に心がけていただきま

すようをお願い申し上げます。

町制60周年記念事業の最後として開催されましたおぶせ能は、多くの町民の皆さんのご参加をいただき、最終の行事にふさわしく盛会のうちに終了することができました。宝生流能楽師シテ方の佐野 登先生と、運営にかかわっていただきましたおぶせ能実行委員会の皆さんには心より御礼を申し上げます。

日本の伝統芸能であります本格的な能公演は、多くの町民の皆さんが感動されたものと思われ、翌日の小・中学校全校生徒による鑑賞、体験の機会を設けていただいたことも、子供たちに生涯忘れられない体験であったというふうに思います。とともに、小布施町にとっても、文化の町の新たな展開になるとご期待を申し上げているところでございます。

明後日の14日、衆議院議員総選挙が行われて、内閣が組織され、平成27年度の国の予算が早急に編成されていくものと思われまます。平成27年度予算に向け、国の動向には細心の注意を払い、利用できるところは積極的に取り入れてまいります。

現在の小布施町が誕生した11月1日は既に過ぎ、61年目に歩み出しております。ことしをさらなる発展の起点とし、来年度、新たなる第一歩を踏み出してまいる組織体制と予算を組み立てることはもちろん、来年度執行予定の事業の遂行に鋭意努めてまいります。

本会議並びに委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご要望につきましては、十分検討させていただきます。今後の町政の執行に遺憾なきよう努めてまいる所存であります。

議員各位におかれましては、寒さが厳しくなるところであります。ご健康に十分ご留意され、ご健勝でご活躍いただきますとともに、町議会のますますのご発展を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関谷明生君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（関谷明生君） これにて11月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時44分